

入札公告

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成21年10月23日

山梨県知事 横内 正明

一 一般競争入札に付する事項

1 事業名称

山梨県防災新館整備等事業（以下「本事業」という。）

2 事業概要

落札者は、業務を遂行するに当たり、本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を山梨県内に設立し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）により、次の業務を行う。

- (1) 設計・建設業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 運營業務

3 事業期間

事業契約締結の日から平成40年3月31日まで

4 事業場所

山梨県甲府市丸の内一丁目8番5号

6 予定価格

20,000,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

二 一般競争入札の参加資格

1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、本事業を実施することを予定する単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループとする場合は、応募手続を代表して行う代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- (2) 落札者となった応募者は、契約締結時までにSPCを設立するものとし、応募グループの場合、代表企業及び構成企業（以下「構成員」という。）は、SPCへの出資を行い、かつ、SPCから直接業務を受託し又は請け負うものとする。さらに、応募者の構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書において協力企業として明記するものとする。

- (3) 応募に当たり、応募者の構成員及び協力企業それぞれが、一の2に掲げる業務のうち、いずれを実施するか明らかにすること。応募者の構成員及び協力企業のうち、二の2の(1)から(5)までの要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理業務を行う企業(以下「工事監理企業」という。)は、本施設の建設業務を行う企業(以下「建設企業」という。)を兼ねることはできないものとし、資本関係又は人的関係において次に掲げるア及びイのいずれかに該当する者でないこととする。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合

イ 代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている場合

- (4) 落札者となった応募者が本事業を実施するに当たって設立するSPCは、次に掲げるア及びイの要件も満たすものとする。

ア 代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

イ 構成員である出資者は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、山梨県の事前の書面による承諾がある場合には、この限りでない。

- (5) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)の受付日以降においては、原則として応募者の構成員及び協力企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、山梨県がやむを得ないと認めた場合は、山梨県の承認を条件として応募者の構成員及び協力企業は、入札参加資格の確認を受けたうえで事業提案書の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。なお、事業提案書の提出以降の応募者及び協力企業の変更は認めないものとする。

- (6) 応募者の構成員及び協力企業は、他の提案を行う応募者の構成員又は協力企業になることはできないものとする。

- (7) 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者は、他の応募者を構成する企業になることはできないものとする。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

- (8) (7)において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係

次の(ア)又は(イ)に該当する者の場合。ただし、(ア)については子会社が、(イ)については子会社の一方が、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の会社(以下「再生手続中の会社」という。)である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 応募者の業種別の入札参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、事業を適切に実施できる能力（技術・知識・実績・資金・信用等）を備える者であり、資格確認基準日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

(1) 設計企業

本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、主たる者は次のアからウまでの要件を満たし、その他の者はア及びイの要件を満たしていること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 平成21年度における建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成21年山梨県告示第227号）に基づく一般競争入札参加資格を有していること。

ウ 平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し、かつ、引渡しが完了した延べ面積 10,000 m²以上の庁舎、事務所又は類似施設の基本設計及び実施設計（新築又は増築とし、増築にあっては、増築部分の床面積が 10,000 m²以上とする。）の実績を有していること。なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が 10,000 m²以上の施設を指すものとする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の者に限る。

(2) 建設企業

建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事（以下「建設工事」という。）の種類のうち建築一式工事を担当する建設企業（複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合は、そのうちの1者）にあっては、次のア、イ、ウ、オ及びカの要件を満たすこととし、建設工事の種類のうち電気工事及び管工事に携わる建設企業にあっては、それぞれの工事ごとに少なくとも1者は、ア、イ及びウの要件を満たしていること。また、建設企業のうち、その他の構成員及び協力企業は、ア、イ及びエの要件を満たしていること。

ア 建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成21年度における建設工事の請負の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成21年山梨県告示第226号）に基づく一般競争入札参加資格を有していること。

ウ 平成21年3月1日の直前に終了する事業年度を対象とした建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が次の点数以上であること。

(ア) 建築一式工事 1,200点

(イ) 電気工事 1,100点

(ウ) 管工事 1,100点

エ 平成21年3月1日の直前に終了する事業年度を対象とした建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が次の点数以上であること。

(ア) 建築一式工事 850点

- (イ) 電気工事 800点
- (ウ) 管工事 740点

オ 平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し、かつ、引渡しが完了したもので、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされた延べ面積 10,000 m²以上の庁舎、事務所又は類似施設の工事（新築又は増築とし、増築にあつては、増築部分の床面積が 10,000 m²以上とする。）の施工実績を有していること。なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が 10,000 m²以上の施設を指すものとする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 %以上の者に限る。

カ 次の(ア)から(イ)に掲げる基準を満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。

(イ) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する者であること。

(ウ) 平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し、かつ、引渡しが完了した延べ面積 10,000 m²以上の庁舎、事務所又は類似施設の工事（新築又は増築とし、増築にあつては、増築部分の床面積が 10,000 m²以上とする。）の従事経験を有していること。なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が 10,000 m²以上の施設を指すものとする。

(イ) 建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加資格確認申請書等の受付日以前に3箇月以上の期間、継続した雇用関係があること。）があること。

(3) 工事監理企業

工事監理企業は、次のアからウまでの要件を満たしていること。複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、主たる者は次のアからウまでの要件を満たし、その他の者は、ア及びイの要件を満たしていること。

ア 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 平成21年度における建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に基づく一般競争入札参加資格を有していること。

ウ 平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し、かつ、引渡しが完了した延べ面積 10,000 m²以上の庁舎、事務所又は類似施設の工事監理（新築又は増築とし、増築にあつては、増築部分の床面積が 10,000 m²以上とする。）の実績を有していること。なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随す

る共用部分の床面積を含む。)並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積(これに付随する共用部分の床面積を含む。)の合計が10,000㎡以上の施設を指すものとする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の者に限る。

(4) 維持管理企業

本施設の維持管理業務を行う企業(以下「維持管理企業」という。)は、次のア及びイの要件を満たしていること。複数の維持管理企業で業務を分担する場合、すべての維持管理企業が、次のア及びイの要件を満たしていること。また、施設清掃業務について、主たる維持管理企業は、ウの要件も満たしていること。

- ア 維持管理業務を行うに当たって、必要な資格(許可、登録、認定等)を有していること。
- イ 平成21年度及び22年度において、山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ 平成9年4月1日以降、延べ面積10,000㎡以上の施設で、1年以上の維持管理実績を有していること。

(5) 運営企業

本施設の運営業務を行う企業(以下「運営企業」という。)は、次の要件を満たしていること。複数の運営企業で業務を分担する場合、すべての運営企業が、次の要件を満たしていること。

- ア 運営業務を行うに当たって、必要な資格(許可、登録、認定等)を有していることとし、警備を実施する企業は、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に基づく認定を有すること。
- イ 警備を実施する企業は、平成21年度及び22年度において、山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

3 応募者の構成員及び協力企業の共通の入札参加資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業になれないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当する者
- (2) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者
- (3) 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- (4) 山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(昭和60年施行)の規定による指名停止措置を受けている者
- (5) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項による和議開始の申立てをしている者
- (7) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

- (8) 会社法の施行に伴う改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）第 3 8 1 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- (9) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条若しくは第 1 9 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 1 1 年法律第 7 1 号）第 1 3 2 条若しくは第 1 3 3 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (1 0) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者
- (1 1) 直近 1 事業年度の法人税、消費税及び県税に係る徴収金を滞納している者
- (1 2) 本事業について、山梨県がアドバイザー業務を委託する企業及びその協力企業（以下「アドバイザー企業」という。）である者。なお、アドバイザー企業とは、次の者をいう。
 - ア 株式会社 日本経済研究所
 - イ 財団法人 日本経済研究所
 - ウ 株式会社 久米設計
 - エ アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (1 3) アドバイザー企業と資本関係又は人的関係において次に掲げる条件のいずれかに該当する者
 - ア 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 代表権を有する役員が、アドバイザー企業の代表権を有する役員を兼ねている場合
- (1 4) 「山梨県防災新館整備等 P F I 事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員との資本関係又は人的関係において次に掲げるアからエまでのいずれかに該当する者
 - ア その発行済み株式の 5 0 % を超える株式を委員が所有している者
 - イ 委員から出資の総額の 5 0 % を超える出資を受けている者
 - ウ 委員の所属する企業と親会社と子会社の関係にある者
 - エ 委員がその役員又は従業員となっている者

4 入札参加資格確認申請書等の受付日以降の取り扱い

入札参加資格を有すると認められた応募者の構成員又は協力企業が、入札参加資格確認申請書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くこととなった場合の対応は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の受付日から落札者選定日までの間に、応募者の構成員又は協力企業に入札参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。
- (2) 落札者選定日から事業契約の締結日までの間に、応募者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くこととなった場合には、山梨県は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、山梨県は一切責を負わない。この場合において、山梨県がやむを得ないと認めた場合は、山梨県の承認を条件として応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加ができるものとする。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書等の閲覧場所及び問い合わせ先
 - 郵便番号 400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
 - 山梨県総務部管財課庁舎整備担当
 - 電話 055-223-1326
 - 電子メール kanzai@pref.yamanashi.lg.jp

2 入札説明書等の閲覧方法

この公告の日から平成21年11月4日(水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで三の1の場所において閲覧に供する。

なお、入札説明書等は配付しないので、各自県のホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/kanzai/index.html>)よりダウンロードすること。

3 入札説明書等に関する説明会の日時及び場所

平成21年10月29日(木)午後1時30分 山梨県庁北別館507会議室において行う。
事前申込は不要とする。

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成22年1月12日(火)から平成22年1月15日(金)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、三の1の場所まで持参すること。

5 入札参加資格確認審査結果の通知

入札参加資格確認審査結果は、入札参加資格確認申請を行った者に対して、書面により通知する。

6 入札提案書等の提出の日時及び場所

平成22年3月30日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。 山梨県総務部管財課庁舎整備担当

7 郵送による入札提案書等の受領期限及び場所

平成22年3月29日(月)午後5時までに三の1の場所に必着すること。

8 開札の日時及び場所

平成22年3月30日(火)午後3時30分 山梨県庁北別館506会議室

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時に於いて二に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

- (1) 入札参加表明書に記載された代表者以外の者が行った入札
- (2) 入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 委任状が提出されていない代理人の入札
- (4) 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札
- (5) 入札時刻に間に合わなかった者の入札
- (6) 記名押印を欠いた入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札

(1 1) その他入札に関する条件に違反した、又は山梨県の指示に従わなかった者の入札

1 0 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内であり、審査委員会が、入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づき、入札参加者から提出された入札提案書類を総合評価方式により審査し、総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。山梨県は、審査委員会の選定結果をもとに、落札者を決定する。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 契約の締結

この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年山梨県条例第13号)に基づき、山梨県議会において議決に付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得た時に契約が成立するものとする。

6 総合評価方式

この入札は総合評価方式に係る一般競争入札である。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Subject matter of the contract

PFI-based contract of design, construction, maintenance and operation of the Yamanashi Prefectural Government Office Building (New Disaster Prevention Center (provisional name))

2 Date and time for tender

Application materials must be brought to Yamanashi Prefectural Government Office from 9:00 to 15:00 (excluding between 12:00 and 13:00), March 30, 2010, or received by mail no later than 17:00, March 29, 2010

3 Bureau in charge

Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government

Address: 1-6-1, Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400- 8501, Japan

Tel:(055)223-1326

E-mail : kanzai@pref.yamanashi.lg.jp